



令和2年7月28日

愛知県教育委員会教育長殿

県教育委員会として、あいちトリエンナーレ問題に対して正しく対処する請願

今校正

### 1 請願の趣旨

あいちトリエンナーレが開催されてたった3日で中止と言う事態が生じました。しかも、国家検閲がないにもかかわらず真実を国民に知らされなかった。ネットにおいて配信されただけです。世界は、騒いだ。問題作品は、昭和天皇陛下の御写真を燃やしその灰を踏みつけるという映像を流した。そして、白いドーム状の外側にはたくさんの方が書かれています。私には内容が確認できませんが読むに堪えないものだと容易に想像できます。その中で、天皇陛下を愚弄する映像を流しています。大村知事は、憲法まで持ち出して表現の自由だ、検閲だと政府を威圧した。人種差別・人権侵害・人権蹂躪・検閲という言葉に弱い政府に対して戦いを挑んだ。天皇陛下は戦争犯罪者でもない。最後まで戦争回避をしようと一生懸命に働かれたが自衛の為に戦わなければ国民を救うことができないところまで米国に追いつめられたために戦争になったことは歴史の事実です。知事がどのような思想信条を持つのが勝手ですが公金を使って公の場において、憲法第一条に日本国の象徴だと明記されている天皇陛下を貶める行為は許されざる行為です。事実を隠蔽する県庁に対して従順な県職員は異を唱えなかった。保身を止めなければならない。そんな中、教育委員会として教育の目標五に基づき正しい教育が行われるように県職員にも指導がなされるべきだった。

また、稲沢市民が抗議の仕方を間違えて県に対して脅迫を行ってしまった。その行為に対して知事、取り巻きは敢然と立ち向かい刑事罰を与えた。普通は、訴えを取り下げます。コチラにも非があり相手も反省しているからと告訴を取り下げるものです。

わたしは、トリエンナーレ事務局に問い合わせと抗議をした。

あなた方は、どうしてこんなものを芸術として認めて展示をさせたのか？

知らされていない。勝手に置いていったのだという。

では、許可をしていないのですね。

そうです。

ならば、それは、不法投棄物ですからゴミですよ。其の場で、解体して処分すればよかった。そして、不法投棄1千万円の過料を科すように訴えればよかった。私ならば、その場でそうした。これは、犯罪に非ず。認めたが、お役人だから、何もできない。そして、大村知事ク

ンと芸術監督クンの共謀だからみんな従ってしまう悪い癖が出てしまった。内心、みんな怒っているが声に行動に出ない。教育長、教育委員、教育関係の担当者は、少なくとも全学校に対して写真を燃やす行為は、人権侵害だと改めて再教育をなさいと指示し、どのように教育されたかを確認しなければならない。また、教育基本法第二条教育の目標五日本の伝統と文化を尊重し、とあります。これを根拠に、皇室と日本の歴史は切っても切り離すことができない関係にあり、『大御宝』の精神で歴代の天皇陛下も現天皇陛下も権力ではなく権威で統治されていることを分かりやすく教えるように、1か月以内に実施してくださいと指示しなければならない。勿論、あいちトリエンナーレは廃止するために全力を尽くさなければならない。そして、教育委員会として皇室に謝罪文をお送りしなければならない。

現教育長・教育委員がやるべきことです。そんなこともできないようならば、まさに保身であり、日本の教育に関わる資格があるというのでしょうか。教育基本法違反に当たるからその資格なし。即刻、辞任すべし。教育長たちは、こういう当たり前のことを知事と会合があった場席でも、発言しないという呆れた事実を知ったので私が、この機会を通して抗議している。これが正しい意思表示です。今回のような犯罪をしてしまった方には、抗議のやり方仕方を工夫してできるような人になっていただきたいし、こういう方が出ないように教育に反映されるべきだと考えます。

教育長にお伺いしますが、何の目的で教育長に就任したのか？お金のため？名誉のため？県の教育長ともなれば箔が付きますものね。理由はどうあれ、せっかく県教育長になられたのだからその権力を、教育基本法に基づく教育になるように最大限使用してください。それには、まず、自らが教育基本法に基づく教育を行う・議論をするために、教育基本法第一条・第二条・第九条・第十条の要点を覚えて理解する。教育委員にも関係者にも覚えさせる。教職員課の教員免許担当に教員免許を交付する際に教育基本法第一条・第二条・第九条・第十条の要点を覚えているか確認作業を厳格に行わせて教員になる者に覚えさせることを教育長権限で行うことです。法的根拠に基づいています。免許交付の前提条件ですからね。そうすれば、大学でも教えます。因みに、今（7/28）担当者に確認をしましたがやりません、でした。流石、教育長・教育委員どのがごりっばであられるから、部下も素晴らしい。教育職員免許法に記載がないのは当たり前すぎるからでしょうが文科省の狙いは記載をしなければ教えないようになるから好都合とばかりに記載しないのです。

## 2 請願事項

- ① 県の三役と芸術監督は、問題になった、天皇陛下の御写真を燃やし、その灰を踏みつける映像とその作品の全容を全国民に知らしめて民主主義に基づく審判を受ける。国から奪い取った6000万円は、現代貨幣理論を正しく理解してもらい経済再生に役立てるために使う。
- ② 皇室に対して、知事・副知事・教育長・教育委員は、あいちトリエンナーレを廃止し、教育の目標五の日本の伝統と文化を尊重しとあるように、日本の歴史は皇室とは切っ

でも切り離すことができない関係にある。『大御宝』の精神をしっかりと教育することをお約束して、今回の不祥事を深く反省して心底、謝罪をすることを行ってください。

③ 地方公務員法第32条（人事）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第33条（信用失墜行為の禁止）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

これに、明確に違反する者であり県議会は即座に対応しなければならない。また、自らが自浄作用を発揮して対処しなければならない。

- ④ 教育長は、あいちトリエンナーレのような問題が発生した時も教員が正しく教育をおこなえるようにするために、教育基本法に基づき教育を行うことが理解出来たものに教員免許を交付すると定めた前提条件を満たす教員の育成を図らねばならない。その為に、教職員課免許担当に、教員免許交付前に教育基本法第一条・第二条・第九条・第十条の要点を覚えていることを確認する。何度でも出来るまでやらせることです。

教育基本法に基づき教育を行う（教育議論をする）とは、

★教育基本法

（教育の目的）第一条 国家及び社会の形成者

（教育の目標）第二条

- 一、教養と道徳心を身に付ける
- 二、自主自律の精神と、勤労を重んじる態度を養う
- 三、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する
- 四、環境保全に寄与する
- 五、日本の伝統と文化を尊重し、日本の繁栄の為に国際社会に貢献する

（教員）第九条 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、その職責を遂行する

2項 崇高な教員の養成と研修の充実を図る

（家庭教育）第十条 父母その他の保護者は、子供の教育について第一義的責任を有する

2項 国及び地方公共団体は、保護者に対する学習の機会及び情報の提供を講ずる

これを、一字一句間違えずに覚えさせること、理解させることは教育人材育成に寄与します。ここからが始まりです。

あいちトリエンナーレ問題が、国家を揺るがす大問題であることが認識できないようでは、愛知の未来は真っ暗闇です。この問題を解決する上で必要最低下の提案をしました。皆様方には、皇室をお慕いしご尊敬申し上げるお気持ちと皇室とともにという精神が存在しているという前提で請願を書きました。仕上げをするのは、手柄を上げるのは皆様方です。私は、破壊することしかできない。役立たず。

戦う精神をお持ちください。

教育改善は、戦争や、戦いや、戦や。血を流さない戦や！

賢明なご判断を願います。

以上